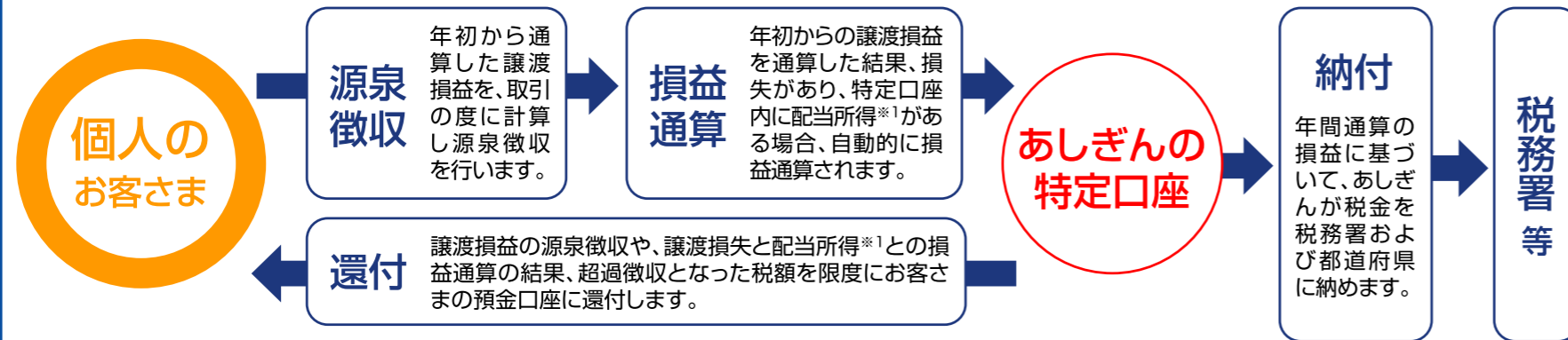


便利なあしぎんの特定期口座

特定期口座とは？

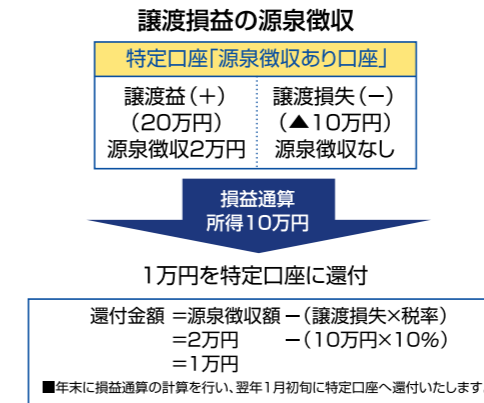
あしぎんがお客さまに代わり譲渡損益を計算し、「年間取引報告書」を作成する制度です。特定期口座をご利用いただくと、煩雑な確定申告の準備（譲渡損益の計算など）が軽減されます。確定申告が不要となる「源泉徴収あり口座」をお選びいただくと、平成22年1月以降は、その年（1月1日～12月31日）の譲渡損失と、公募株式投資信託の分配金（特別分配金は除く）の損益通算が可能となりました。

源泉徴収あり口座の仕組み

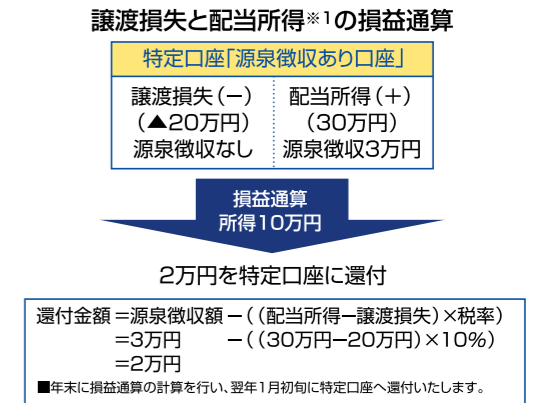


※1 公募株式投資信託の分配金（特別分配金は除く）

ケース1 すでに2万円が源泉徴収され、年間の譲渡損失があるケース



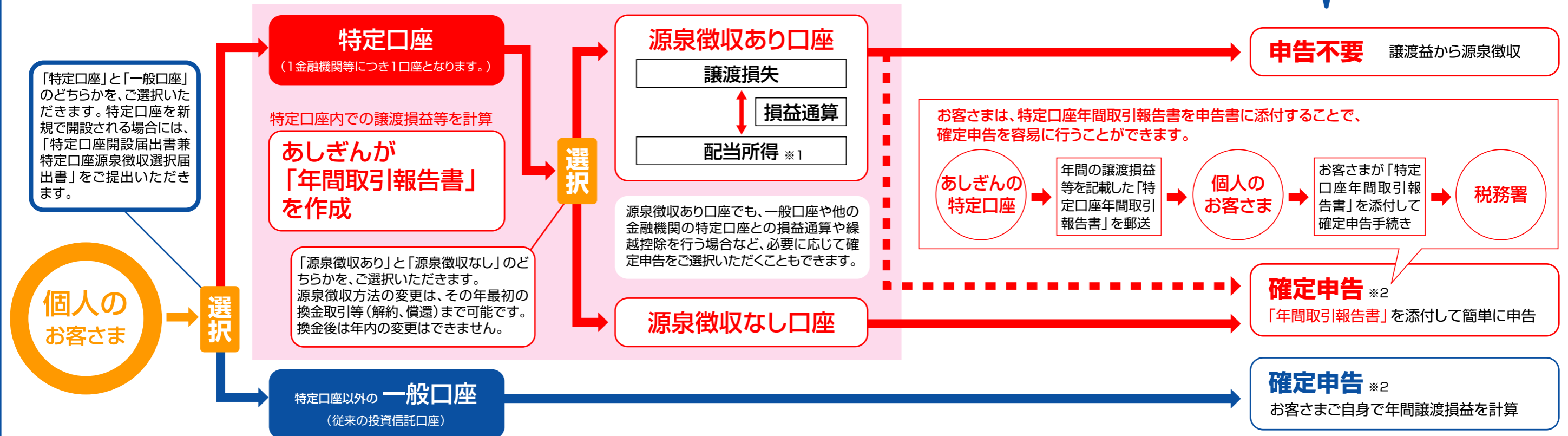
ケース2 年間の分配金※1が30万円で分配金※1支払い時に3万円が源泉徴収されているケース



※1 公募株式投資信託の分配金（特別分配金は除く）

「特定期口座」と「一般口座」の違い

個人のお客さまが株式投資信託を換金された場合、「一般口座」では確定申告が必要になりますが、「特定期口座」を利用すれば確定申告が不要もしくは簡単になります。「特定期口座」と「一般口座」の違いは、次のようになります。



注) 特定期口座を開設いただく前の換金等につきましては、「年間取引報告書」に記載されません。

※1 公募株式投資信託の分配金（特別分配金は除く）

※2 確定申告を行うことで、配偶者控除等の各種所得控除が受けられなくなったり、国民健康保険料（税）および医療費負担割合が増加するなどの影響が出る可能性があります。